

写

## 犬山市立小学校教員による児童生徒に対する強制わいせつ事件に関する

### 山田拓郎市長・滝誠教育長の対応の検証・調査・改善及び説明を求める請願

令和4年10月24日

犬山市議会議長

三浦知里様

請願者

紹介議員

ピアノキアソソニー  
丸山 幸治

#### 1. 請願趣旨

私は、犬山警察署に対して犬山市立小学校元教諭を刑事告発しました████████と申します。

僭越ながら私の来歴等につきましては、インターネット検索でも容易に明らかになりますところ詳述を割愛させて頂きますが、愛媛県警察官を定年退職後、鹿児島県阿久根市副市長を経て、現在は「警察見張り番」なる屋号で全国各地の警察および自治体の不法行為と腐敗を追求し、これらの問題をメディアと共有しながら社会に告発するボランティア活動を継続しております。

各新聞・テレビなどで報道されたのでご存じのように、犬山市立小学校での教員による児童生徒に対する強制わいせつ事件が警察から検察庁へ書類送検されました。

結果として山田拓郎市長・滝誠教育長の対応に瑕疵が認められます。

つきまして私は、令和4年10月犬山市定例議会に於かれまして、同市長・同教育長のわいせつ事件の対応に関しまして、下記を含め、これらに限定されず瑕疵が認められたことについて、貴職以下、市議各位と議会から同市長・同教育長に検証・調査・改善を示すこと及び市民への説明を求める決議を議会として採決することを請願致します。



## 2. 請願事項

- (1) 犬山市教育委員会は文書で県に報告していなかったという瑕疵があったため適切な懲戒処分が行われませんでした。どのような理由があったのでしょうか。  
検証及び説明を求めます。
- (2) 加害教員は懲戒処分をされなかつたため、自主退職となっており、現在も教員免許を所持しています。そのため教職に就くことも可能です。  
再犯防止のため、加害教員の免許取り消し処分が必要と思われます。  
その検証及びその結果の説明を求めます。
- (3) 滝誠教育長が性暴力の加害者である教員の次の職場(学校)を 3 市 2 町の教育長の集まりで、各自治体の教育長に依頼したのは、常軌を逸する行動です。  
どのような意図があったのか説明を求めます。
- (4) 本件について、被害児童生徒の保護者以外の保護者を議論に入れたのはどのような理由でしょうか。  
両者の意見が大きく異なつたため後日、被害保護者側から異議が出ています。  
被害児童の保護者以外を議論に入れた理由の調査及び説明を求めます。
- (5) 山田拓郎市長が加害者となる教員に対して「肩を叩いた」と、自ら話したこの行為は、同市長から「自分から辞めなさい」という意味であるが、法的な権限のある機関の調査・処分なしで同市長の「肩を叩く」ことはパワハラや職権乱用になると思料されます。  
同市長は不適切な言動であるという認識はなかったのでしょうか。  
その検証及び説明を求めます。
- (6) 加害教員の犬山市内への採用は、従来の教員異動でしたか、それとも異なる異動状況でしたか。  
どのような異動状況か説明を求めます。

(7) 山田拓郎市長と滝誠教育長の対応の違いが明らかにありました。

同市長は答弁で「犯罪行為だと、被害者が被害届を出しづらいなら、教育委員会が警察に被害届を出してでも対応するべきだ」と主張しました。

同教育長の答弁は「これ以上、もしお知りになりたければ、警察に被害届を出して頂ければこれはもう警察の方でいろんな調査がされます」というふうに保護者に投げかけました。

同市長が主張したことを、なぜ同教育長は行わなかったのか、行わなかつたことにどのようにフォローしたのでしょうか。

これらについて調査及び説明を求めます。

(8) 滝誠教育長の答弁は、「子供たち一人一人に、どうだった、ああだったと聞くことは、これは適切ではないだろう。フラシュバックを起こして、自分たちがひょっとしてされたことがまたどうこうということがあってもいけない」とのことであったがこのような説明の仕方は、告発についての保護者の判断に誤った影響を及ぼしました。

なぜ保護者に対し法律が改正され、強制わいせつ罪が非親告罪になったことを指導しなかったのでしょうか。そしてどのような認識だったのでしょうか。

これらについて検証・説明を求めます。

(9) 本件について、議長または議会に報告などがありませんでした。

なぜか、検証および説明を求めます。

(10) 山田拓郎市長・滝誠教育長および関係者職員は、今回の事案に関し、刑事訴訟法第239条第2項の公務員の告発義務に反しているのは、明白である。

これらに関する検証及び結果の説明を求めます。

この請願書は、告発の協力者及び告発に關係する1被害児童保護者の総意で提出しています。なお、本件につきましては、私自身が参考人として貴議会で証言する用意もありますので、その旨併せて、貴議会の熟議をお願い申し上げます。

以上